

令和元年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	松山市	愛媛県
1 対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	一般不妊治療(人工授精)、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)	医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・排卵誘発法・薬物療法・人工授精・顕微授精・体外受精・手術等(男性の不妊治療も含む)	①一般不妊検査・治療(医師が必要と認めた不妊検査を含む) ②特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)
2 助成金の上限額	・5万円/年。不妊治療費から愛媛県の助成金を引いた残りの金額の範囲内で、5万円を限度とする。	・1年度につき5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。	・1回の治療につき5万円まで。ただし県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。なお初回治療に限り10万円まで助成する。	・1回の治療につき10万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。	一般不妊治療:1年度につき10万円まで 特定不妊治療:1年度につき20万円まで(ただし、愛媛県の助成を受けた場合は、助成を受けた額を控除した額)	・1夫婦が1年度または、1回の治療に支払った不妊治療費(自己負担分)の額とし、上限10万円。県の助成を受けている場合は助成給付費を控除した金額。	①一般不妊検査・治療:1年度につき10万円まで ②特定不妊治療:1回につき10万円(治療内容によっては5万円)を限度。なお、初回のみ上限20万円まで。 ※愛媛県の特定不妊治療費助成金額を除く	・1回の治療につき15万円まで。ただし、以前に凍結した胚の移植(C)、採卵したが状態の良い卵が得られない等のため中止した場合(F)は7万5千円まで。なお、初回治療に限り治療ステージC・Fを除き30万円まで助成する。 ・男性不妊治療を行った場合は1回につき15万円まで合わせて助成する。なお、初回治療に限り30万円まで助成。 ・更に、採卵を伴う凍結胚移植(B)は、5万円を上乗せ助成。	・1回の治療につき15万円まで。ただし、採卵を伴わない凍結胚移植、採卵したが状態の良い卵が得られず中止した場合は7万5千円まで。なお、初回治療に限り治療ステージC・Fを除き30万円まで助成する。 ・男性不妊治療については、治療ステージCを除き、上記のほか1回につき15万円まで助成する。なお、初回治療に限り30万円まで助成。
3 対象者	・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であること ・夫婦の両方又はいずれかが松前町に1年以上住所を有していること ・町税を滞納していないこと 以上すべてに該当する人	①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて低いと医師に診断された者 ③愛媛県の特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること ④夫婦または夫婦のうちいずれか一方が、砥部町に1年以上住所を有していること ⑤町税等の滞納がないこと	①愛媛県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること ②夫婦のいずれか一方が内子町内に1年以上住所を有していること。法律上の夫婦であること。 ③町税を滞納していないこと	①愛媛県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けていること ②夫婦のいずれかが伊方町に1年以上住所を有していること ③町税を滞納していないこと ④年度内に治療が終了していること	①申請時点で、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のいずれかが松野町に住所を有していること ②町税を滞納していないこと ③医療保険に加入していること ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること ⑤夫婦の住所が異なる場合、他の地方自治体において助成を受けていないこと	①申請時点で、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のいずれかが鬼北町に1年以上住所を有していること ②治療開始時の妻の年齢が一般不妊治療40歳未満、特定不妊治療43歳未満であること ③医療保険各法における、被保険者又は被扶養者であること ④夫婦の住所が異なる場合、他の地方自治体において助成を受けていないこと ⑤助成申請日現在、夫婦に町税の滞納がないこと	①申請時点で、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫又は妻のいずれかが愛南町に住所を有していること。法律上の夫婦であること ②治療期間の開始における妻の年齢が43歳未満であること ③町税などの滞納がないこと ④医療保険に加入していること	①申請日現在、夫婦一方又は双方が松山市内に住民票を有する法律上の夫婦。ただし、治療開始時に婚姻していること。 ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断された方 ③初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、43歳未満 ④居住期間の規定なし	①県内(松山市を除く)に住民票を有する法律上の夫婦。ただし、治療開始時に婚姻していること ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断された方 ③初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、43歳未満 ④居住期間の規定なし
4 所得制限	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	なし	なし	なし	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満
5 助成回数	当該年度において1回を限度とし、通算5回助成(初回40歳以上は、3回)	・年度に1回の申請。(ただし上限額を超えない場合は複数回を合算しての申請は可能。)通算5回。	・初回助成申請時の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	・初回助成申請時の妻の治療年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回 ③43歳以上→なし	原則として、年に1回の申請 ・一般不妊治療:通算2年 ・特定不妊治療:通算5年	・一般不妊治療は通算2回、特定不妊治療は通算5回を限度とし、年間助成回数は制限しない。	①一般不妊検査・治療:通算2回 ②特定不妊治療:初回助成申請時の妻の年齢が40歳未満は6回、40~43歳未満は3回	・初回助成申請時の妻の治療年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回 ③43歳以上→なし ・ただし、平成25年度以前から治療助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年以上の場合は対象外	・初回助成申請時の妻の治療年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回 ③43歳以上→なし ・ただし、平成25年度以前から治療助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年以上の場合は対象外
6 申請期限	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	愛媛県の特定不妊治療費助成事業の承認決定通知書の通知日から1年以内に申請	治療が終了した年度内	治療を終了した日から6か月以内	不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度末日	①一般不妊検査・治療終了後1年以内(年度内に行った治療をまとめて申請) ②特定不妊治療:治療終了後1年以内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内
7 申請窓口	松前町健康課保健センター係(松前町総合福祉センター2階)	砥部町保険健康課 健康増進係(保健センター)	内子町役場 保健福祉課 内子町保健センター	伊方町中央保健センター	松野町役場保健福祉課(松野町保健センター内)	鬼北町保健介護課	愛南町役場 保健福祉課	松山市保健所 健康づくり推進課	各保健所(県内6ヶ所…四国中央、西条、今治、中予、八幡浜、宇和島)
8 その他特記事項	現在要綱の一部改正作業を行っており、通算助成回数の引き上げ(初回40歳未満は5回から6回へ)や年間助成回数の変更(1回から複数回へ)を行う予定								・心と体の健康センターで、不妊専門相談を実施